

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第16回 プリオン病小委員会

農林水産省消費・安全局

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会  
第16回 プリオン病小委員会

日時：令和5年10月24日（火）10：36～11：38

会場：農林水産省 第3特別会議室

（本館7階ドアNo.本-714、Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- ・ B S Eに係る飼料規制の見直しについて  
（牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開）

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

プリオン病小委員会委員名簿

資料1：B S Eに係る飼料規制の見直し

資料2：牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開

午前10時36分 開会

○古川飼料安全・薬事室長 事務局の古川でございます。

それでは、5分ほど遅れた状況になっておりますが、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第16回プリオン病小委員会を開催させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御参加いただき誠にありがとうございます。

本日の進行を担当いたします畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長の古川でございます。

まず初めに、開催に当たり御連絡の事項が2点ございます。

まず1点目ですが、事務局から資料について説明を行い、質疑応答という順番で今回の議事を進めさせていただきたいと考えております。

また、2点目ですが、事務局の方から説明した後の議論の進め方についてです。御発言の意思表示がある場合におかれましては、手を挙げるボタンをクリックいただくことで挙手することができます。その他、もし挙手をできるボタンというところが見つけられない場合でありましたら、チャット等で入れていただくことで事務局又は座長の方が確認の上、御指名をさせていただきます。

御指名がございましたら、マイクをオンにして御発言し、御発言の後はマイクをオフにするとともに挙手ボタンをもう一度押し、手を下ろしていただく手順をお願いいたします。

また、御意見がない場合は挙手をせずにそのままマイクをオフということで、特に意見なしという意思表示とさせていただきたいと思っております。

それでは、開会に当たりまして、畜水産安全管理課長の星野より御挨拶申し上げます。

○星野畜水産安全管理課長 おはようございます。

本年7月4日付で畜水産安全管理課長に就任をいたしました星野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。第16回プリオン病小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2001年に1例目のBSE確認後、国内においてはこれまでに36例の発生が確認をされ、特定危険部位の除去や飼料規制、検査体制の確立などの対策の実施によりまして、2002年生まれの牛を最後に国内での発生はなく、BSE発生リスクは確実に低下をしているところでございます。

また、我が国は2013年5月にWOAHの総会におきまして無視できるBSEリスクの国として認定をされておりまして、現在に至るまで10年以上維持をされておりまして、これらの適切な管理措置の実施に対しまして御助言を頂きました委員の皆様方におかれましては、また、都道府県、事業者の方々の多くの関係者の御理解と御協力の賜物というふうに考えております。ここに改めて御礼を申し上げます。

本日のプリオン病小委員会の議題であります飼料規制につきまして、2001年のBSE発生確認を受け、一旦は全ての肉骨粉などの飼料利用を禁止いたしました。その後、BSE発生リスクの低下に伴いまして、適切なリスク管理措置の導入を行った上で順次規制の範囲を見直してきたところでございます。牛及びめん山羊に由来する肉骨粉などにつきましては、既に養魚用の飼料への利用を再開しているところですが、本日は牛肉骨粉等の鶏・豚用飼料等への利用再開につきまして、御専門の立場から御助言を賜りたいというふうに思います。

本日はウェブを併用しての開催となりますが、委員の皆様には専門的な見地からの忌憚のない御意見、また、御発言を頂きながら活発な御議論をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の皆様におかれましては、撮影はここまでとなりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日はウェブ会議となり御不便をおかけいたしますが、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の出席状況でございますが、本日6名の委員に御出席いただいております。また、事務局は先ほど御挨拶いたしました星野畜水産安全管理課長と進行の古川飼料安全薬事室長のほか、森垣補佐が出席しております。

続きまして、配付資料につきましては、事前にメールで資料1及び資料2をお配りしておりますので、落丁がございましたらチャット等でお知らせください。

それでは、これからの議事進行につきましては小田委員長にお願いしたいと思っております。小田委員長、よろしくお願ひいたします。

○小田小委員長 小田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日も時間が限られておりますので、円滑な議事進行及び運営に皆さん御協力いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

では、早速始めさせていただきます。

初めに、事務局より議事次第の説明をお願いします。

○森垣課長補佐 畜水産安全管理課の森垣でございます。

本日の議題につきましては、現在、議事次第を画面共有させていただいておりますが、私からも御説明させていただきます。

本日の議題はB S Eに係る飼料規制の見直しとして、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開について事務局から説明させていただき、委員の皆様より専門的な立場から技術的な御助言を賜りたいと考えております。

事務局からは以上です。

○小田小委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事でありますB S Eに係る飼料規制の見直しにつきまして事務局より御説明をお願いします。

○森垣課長補佐 改めまして、畜水産安全管理課の森垣でございます。

それでは、議事のB S Eに係る飼料規制の見直しについて説明をさせていただきます。

まず、画面共有させていただいております資料1を御覧いただきたいと思っております。

本日は、こちらの資料のタイトルにありますとおり牛肉骨粉等の鶏・豚等飼料への利用再開について御助言を賜りたいと考えております。

まず、1番目の(1)を御覧いただきたいと思っておりますが、こちらに牛肉骨粉等とありますが、具体的には牛及びめん山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉および血しょうたん白質を指しております。また、鶏・豚等飼料とありますが、こちらは1の(3)にありますとおり、具体的には馬、豚、鶏又はうずらを指しております。

こちらにあります1番のこれまでの経緯、そして、2番目のB S Eに係る飼料規制の見直しの検討の詳細につきましては、次の資料2で改めて御説明をさせていただきたいと思っておりますが、3番目にあります家畜衛生部会プリオン病小委員会からの助言を求める事項につきまして、本日、技術的な見地から御意見を賜りたいと考えております。こちらにありますように、牛、めん山羊並びに鶏・豚等におけるプリオン病の発生状況や伝達性を考慮すると、製造工程等の分離等の管理措置の実施により、牛肉骨粉等の牛等への給与を防止した上で、牛肉骨粉等の鶏・豚等飼料への利用を再開した場合、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼさないと考えてよろしいかどうかについて御意見を賜りたいと考えております。

また、今回、利用再開に当たっての管理措置の案を考えておりますので、こちらについ

でも資料2を使って詳細を説明させていただきたいと思います。

それでは、資料2に切り替えますので、このままお待ちください。

お待たせしました。それでは、今度は資料2を使って御説明させていただきます。

では、次のページに進んでください。

こちらの目次にありますとおり、まずBSE対策における飼料規制の経緯について、そして、本日の本題については2番目の牛肉骨粉等に関する飼料規制の見直しの検討、そして、3番目の利用再開に当たっての検討事項ということで御説明したいと思います。

では、次に進んでください。

まず、飼料規制の経緯について説明いたします。

次をお願いします。

我が国におけるBSE対策のポイントですけれども、こちらにありますように、1番目としましては特定危険部位の除去、そして、2番目においては本日のテーマであります飼料規制の徹底となっております。そして、3番目としまして、現在屠畜時及び死亡牛のうち高リスク牛についてはBSE検査を行って、こうした検査によって汚染状況を正確に把握しているところでございます。

次をお願いします。

ただいまお話ししましたBSE対策のポイントを図示したものにございます。本日のテーマであります飼料規制については、こちらの左側にありますとおり農林水産省の所管ということで、牛と鶏・豚の飼料の製造工程を完全分離するなどの対策を行っているところでございます。

次のページをお願いします。

飼料規制の基本的な考え方としましては二つございます。まず一つ目としては、BSEの感染源となり得る原料の飼料利用を規制するというものでございます。さらに、二つ目のポイントとしまして、牛用飼料とその他の飼料の製造工程を完全に分離するというものでございます。こちらは製造工場において工程を完全に分離する、さらに、その後の出荷ですとか、あと運送、保管、そして、農家が飼料を給与する段階においても牛用飼料が汚染されないように完全に分けて管理するという対策を講じております。こうした飼料規制によって、牛肉骨粉等が牛等へ給与されるということを防止しております。

次のページをお願いします。

ただいま説明しました飼料規制の基本的な考え方を図示したものにございます。こちら

の図にありますとおり、肉骨粉等については牛への給与がなされないように完全にバツと  
なっております。また、豚肉骨粉やチキンミールについては、現在、鶏・豚用飼料ですと  
か養魚用飼料に利用可能となっておりますが、こうした飼料が牛に誤って与えられること  
のないように、表示による誤用防止の措置を講じているところでございます。

次のページをお願いします。

こちらは配合飼料製造事業場において完全分離が行われている状況を示したものでござ  
います。委員の皆様には、こちら左側の写真の方は表示して、お見せしているところでご  
ざいます。左側の写真にありますように、牛用飼料、そして、豚・鶏用飼料につきまして  
は別々の建屋で製造しているという措置が講じられていることを示しております。そして、  
右側の写真はまた別の工場になりますが、同じ建屋の中で壁を設けることによって牛用飼  
料とその他の飼料の製造エリアが完全に分離されるように措置が講じられております。こ  
のようにして牛用飼料が汚染されることのないよう、配合飼料工場において措置が講じら  
れているところでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、我が国のBSEの状況について説明したいと思います。

まず1番目ですが、屠畜検査ですとか死亡牛検査を実施している中、現在、2002年1月  
生まれの牛を最後に21年以上BSEの発生は確認されておられません。先ほど申し上げたS  
RMの除去ですとか飼料規制の徹底により、我が国のBSEリスクは確実に低下している  
状況となっております。

また、2番目ですけれども、10年前の2013年5月、国際機関のWOAHにより無視でき  
るBSEリスク、こちらは3段階あるリスクステータスの中の最上位のステータスに認定  
され、現在に至るまで10年以上維持しているという状況となっております。

次をお願いいたします。

我が国におけるBSEの発生後、牛肉骨粉を牛に与えるということだけでなく、肉骨粉  
全体で飼料の製造・使用を行うことを禁止しておりましたが、BSE発生リスクの低下に  
伴って、順次飼料規制の範囲の見直しを進めてまいりました。

2番目にありますように、2015年4月には製造・使用段階における分別管理の徹底です  
とか、誤用・転用防止をするための管理措置の導入、先ほど説明いたしました配合飼料製  
造工場における製造工程の分離ですとか、あと、飼料への表示などを行うことによって、  
牛肉骨粉の養魚用飼料への利用再開を認めました。また、3年後の2018年にはめん山羊由

来の肉骨粉を養魚用飼料として利用することを認めたところでございます。

本日のテーマである牛及びめん山羊肉骨粉につきましては、現在、鶏・豚などへの利用は禁止されている状況でございますが、こちらの括弧書きにありますように、昨今の飼料価格高騰の中、国内資源である良質なたん白資源の有効活用につながることから、現在、現場において期待が高まっているという状況となっております。

次のページをお願いいたします。

ただいま説明しました内容を含め、2001年のBSE発生以降、現在に至るまで飼料規制の見直しがこのような形で行われているところでございます。

次のページをお願いいたします。

では、ここから牛肉骨粉等に係る飼料規制の見直しの検討について説明させていただきます。

次をお願いします。

まず1番目ですけれども、国際ルールであるWOAHコードでは、牛肉骨粉を牛に与えること、すなわち反すう動物由来のものを反すう動物に与えるということについては規制しておりますが、牛肉骨粉を鶏・豚などの非反すう動物へ利用することについては規制しておりません。

2番目は先ほども申し上げたとおり、我が国においては2013年以降、10年間にわたりWOAHによる無視できるBSEリスクステータスを維持しているところでございます。また、後ほどの資料でも御説明いたしますが、既に鶏・豚用飼料へ豚肉骨粉等の使用を認めているところでございますが、こちら立入検査においては牛用飼料に肉骨粉が混入したりですとか、あと、牛に対して誤って与えるということはこれまで確認されておりません。こうしたことを踏まえまして、SRMや死亡牛を含まない形で牛肉骨粉の鶏・豚用飼料への利用再開を検討させていただきたいと考えております。

また、米印にありますけれども、飼料安全法の対象でないペットフードの件につきましても併せて検討しているところでございます。

では、次のページをお願いいたします。

先ほど牛用飼料への混入事例ですとか牛への誤用は確認されていないという話をさせていただきました。現在、レンダリング事業場ですとか配合飼料の製造事業場においてはFAMICが立入検査を行って、飼料規制の遵守状況を確認しております。また、飼料の販売事業場及び牛農家におきましては、都道府県に立入検査を行っていただき、飼料規制の

遵守状況を確認いただいております。こちらは2011年から2020年度までの10年間の実績を示したものでございますが、この間、肉骨粉に係る違反は確認されていない状況でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

こちらは現在の飼料規制の状況を示した表となっております。BSE発生直後はこちらの表はバツが多かったのですが、現在におきましては、飼料規制の範囲の見直しが進んで、バツとなっている箇所はこのような形となっております。

次のページをお願いいたします。

今回、利用再開を考えている箇所につきまして緑色で図示させていただいております。先ほど申し上げましたように、牛及びめん山羊由来の肉骨粉等につきまして、鶏、豚をはじめとする家畜への利用を再開させていただきたいと考えております。

なお、牛用飼料につきましては、引き続き肉骨粉の使用は禁止という形を取り続けたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

3番目、利用再開に当たっての検討事項ということで、次のページにありますように、まずは科学的知見に基づく検討について御説明をさせていただきたいと思っております。

原料となる牛・めん山羊のプリオン病に関する知見をまとめさせていただきました。牛については、食品安全委員会の食品健康影響評価において、引き続き飼料規制等のBSE対策の実効性が維持される限りにおいては、出生年月で見たBSEの最終発生（2002年1月）より後に生まれた牛について、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いとされています。

そして、2番目、めん山羊につきましては、平成28年1月の食品健康影響評価において、我が国における飼料規制がめん山羊におけるBSE発生抑制にも効果を発揮しており、野外におけるめん山羊のBSE感染の可能性は極めて低いとしております。

次をお願いします。

今度は馬、豚、そして、鶏を含む家禽のプリオン病に関する知見ですが、1番目、馬については平成29年の食品安全委員会からの回答において、これまで野外でのプリオン病の存在は報告されていないとしており、また、令和元年10月の食品安全委員会からの回答においても、これを覆す新たな知見はないとされております。

そして、豚と家禽ですが、こちらは平成16年の食品健康影響評価において、豚、そして、

家禽が自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はないと評価されております。

こうした知見を踏まえまして、先ほども説明いたしました製造工程の分離等の管理措置の実施により、牛肉骨粉等の牛への給与を防止した上で、牛肉骨粉等の鶏・豚等飼料への利用を再開した場合、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼさないと考えてよいかどうか、この点につきまして委員の皆様より御意見、御助言を賜りたいと思います。

では、次のページをお願いいたします。

あわせて、今回の再開において管理措置の案をこちらの方で考えておりますので、この点についても御説明させていただきたいと思います。

次をお願いします。

こちらは現在の飼料規制の仕組みということで、豚肉骨粉ですとかチキンミール等については鶏・豚、そして、養魚用飼料などへの使用を認めているところでございます。こうした利用につきましては、こちらの図、ちょっと見えにくいところはございますが、かいつまんで説明いたしますと、まず、レンダリング事業場においては製造ラインを完全分離しまして、特にSRMですとか死亡牛を処理するラインというものは、ほかのラインと完全に区分して飼料原料として決して利用されないように焼却されている状況となっております。

また、配合飼料製造事業場においては、牛用飼料の製造ラインとその他の製造ラインを完全に分離して、牛用飼料が汚染されないような措置が講じられているところでございます。また、配合飼料製造事業場において飼料の表示を作成し、農家において表示にあります遵守事項を守っていただくようにしているところでございます。

次のページをお願いいたします。

今回、牛肉骨粉等を鶏ですとか豚等への利用を再開するということになりますので、まず配合飼料の製造事業場においては、引き続き牛用飼料等へ牛肉骨粉、その他の肉骨粉も含めてですけれども、そうしたものが混入しないようにしていただく必要がございます。また、今度は販売事業場になりますけれども、多くの飼料は農家に直送されるですとか、注文を受けてから農家に配送されるという流れとなっておりますが、一部はホームセンターなどの量販店において農家が自由に選べると形で販売されているところがございます。そうしたところで牛農家が牛肉骨粉等を含む飼料を誤って購入してしまうということを防ぎたいと考えております。

最後、農家段階ですけれども、こちら数も少ないですが、牛農家の中には豚又は鶏を合わせて飼養しているところがございます。そうしたところで牛肉骨粉を含む飼料を牛等へ誤って与えることを防止していきたいと考えております。

では、次のページをお願いいたします。

繰り返し申し上げましたように、これまでどおり配合飼料工場における製造工程の分離ですとか、あと、飼料への表示は継続して続けさせていただきますが、今回の再開に当たって新たな管理措置を講じたいと考えております。

まず、1番目の配合飼料製造事業場の段階ですが、こちら1ポツ目にありますとおり、自己点検等の実施を考えております。続きまして、大臣確認の実施ということで、牛肉骨粉を含む飼料の製造開始前に必要な基準の適合状況を確認した上で製造を開始していただく仕組みを取りたいと思います。

次に、販売事業場ですけれども、こちらにつきましては、出荷先の制限という対応を考えたいと思います。

最後の農家段階の課題ですけれども、鶏、豚を共に飼養する牛農家への検査を強化したいと考えております。これらにつきましては、次からのページで一つ一つ説明したいと思います。

では、次をお願いします。

まず、配合飼料製造工場の話になります。大臣確認という事前確認を行って、牛肉骨粉を含む飼料製造の許可を与える方法を考えていますが、こちら1番目から5番目にありますように、牛用飼料の製造工程から完全に分離された工程で製造していただく等の対応に加え、黄色のところにありますように、自己点検、従業員の教育、異常時対応も行っていただくようにしたいと考えております。

まず、自己点検ですけれども、製造・品質管理者の業務を含めた製造関連業務につきまして、定期的に確認を行っていただき、もし何かしらの改善が必要だという場合には速やかに改善措置を取っていただくようにさせます。そして、従業員の教育ということで、製造に従事する従業員に対しては計画的に教育訓練を行っていただくようにしたいと考えております。このような形で配合飼料製造工場におきましては、FAMICが定期的に確認をするだけでなく、工場の方で自ら確認を行っていただき、何かしらの問題があれば自ら改善していくという仕組みを考えております。

あと、異常時対応ですけれども、万が一何かしらの問題が発生した場合には、国に対し

て速やかに報告を頂くとともに、問題のある飼料があれば、出荷停止していただくのですとか、あと、なぜこういった問題が起こったかという原因究明、そして、改善措置を取っていただくことも要件に加えたいと考えております。

次のページをお願いします。

先ほど申しあげましたように、量販店等の自由に飼料を選べるような場所において、仮に牛肉骨粉を含む鶏・豚用飼料、そして、牛用飼料を並べているということがありますと、牛農家が誤って選んでしまう可能性がございます。そのため、大臣確認を取った配合飼料製造事業場においては、そうした量販店への出荷を行わないという形を取りたいと思えます。

次のページをお願いいたします。

こちらは農家段階における検査の強化ということで、特に鶏・豚などを併せて飼養する牛農家に対して検査の強化を行ってまいりたいと考えております。

まず、利用再開後1年目を目安としまして、同一農場において鶏・豚を共に飼養する牛農家への立入検査を実施していただくようにいたします。そして、利用再開後2年目以降を目安としまして、この頃になれば牛肉骨粉を含む飼料が流通されるようになりますので、こうした農家のうち、牛肉骨粉を含む飼料を使用する者に対して、原則として年1回立入検査を行うことによって、当該飼料が牛に誤って与えられていないですとか、牛用飼料とその他の飼料がきちんと分けて保管されていること等を確認してまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました新たな管理措置を含めて、利用再開後には、こちらの図のような体制を取りたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

説明は以上となりますが、こちら参考資料も併せて用意させていただきました。

まず、一つ目は本日のテーマである牛肉骨粉の原料ですとか製造方法を示したのとなります。

次をお願いいたします。

こちらは我が国におけるBSEの発生状況を示したのとなります。

次をお願いいたします。

こちらはBSEに係る国際ルールの話になります。表の一番左にありますように、WO

AHにおいては牛由来のものを牛などの反すう動物に与えるということは規制しておりますが、今日のテーマであります牛などの肉骨粉につきまして、鶏・豚などに利用することについては特段の規制を設けておりません。

なお、参考までに日本を含めた諸外国の状況ですけれども、日本はこちらにありますようにバツとなっておりますが、既にアメリカなどにおいては利用が行われているという状況となっております。

次のページをお願いいたします。

先ほど配合飼料製造事業場において自己点検ですとか、あと、従業員の教育の話をさせていただきましたが、こちらはGMPによる飼料安全の確保の仕組みということで、既に配合飼料製造事業場においては自主的に取り組んでいただいていることを説明したのになっております。

次のページをお願いいたします。

FAMICでは、配合飼料製造工場などの立入検査を行っている話をしましたが、立入検査の際に収去した牛用飼料などに肉骨粉が混入していないことを検査しております。そうした検査につきましては、こちらの方法をもって行っていることを参考までに説明させていただきます。

資料2については以上となります。

それでは、こちらからの説明は以上となりますので、小田小委員長、よろしく願いいたします。

○小田小委員長 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして委員の皆様から御意見、御質問があれば願います。どなたか御質問。

岩丸委員、どうぞ。

○岩丸委員 岩丸です。

すみません、ちょっとお尋ねしたいんですが、現在の規制では外国からの肉骨粉の輸入あるいは使用は禁止されておるという理解でよろしいでしょうか。

○森垣課長補佐 現在、海外からの肉骨粉につきましては、国内で飼料原料として使用するということは認めておりません。

○古川飼料安全・薬事室長 事務局の古川です。

1点補足させていただきたいと思います。肉骨粉といいましても、鶏の由来のものであ

ればチキンミール、豚の由来であれば豚肉骨粉といったものがございます。今回御議論いただいている牛の肉骨粉ですが、肉骨粉以外の様々な形態のものがございます。そして、現在、基本的に豚や鶏の肉骨粉のものにつきましては、国内で作ったものは大臣確認という制度で利用されておりますが、輸入ものはどうかという話になってきますと、実は豚の由来の血液を固めて粉碎した血粉がございます。本飼料原料は、子豚の段階で発育をよくすることを期待されて使われておりますが、そういったものにつきましては、海外産のものが輸入されており、日本と同等の管理措置を行っているということを前提に2国間協議で確認したのにつきましては輸入を認めています。

ただ、今回の牛肉骨粉につきましては、まずは国内のものについて御議論いただきたいと考えております。

以上です。

○岩丸委員 岩丸です。

どうもありがとうございました。となりますと、外国産の肉骨粉を牛に使うという話は、まだ全然ないという理解、国内だけに焦点を絞って議論すればよろしいという理解でよろしいでしょうか。

○古川飼料安全・薬事室長 おっしゃるとおりです。まずは我々の方としましては、スライドの15のオレンジ色のところがございますとおり、これは牛への利用なんですけれども、こちらにつきましてはどんな畜種の原料由来であっても肉骨粉は国内外問わず使わせないという考え方になっております。

以上です。

○岩丸委員 ありがとうございました。

○小田小委員長 それでは、ほかの委員の皆さん、何か御質問等ありますか。どうでしょうか。ございませんか。

○福田委員 酪農大の福田ですが、よろしいでしょうか。

○小田小委員長 福田委員、お願いします。

○福田委員 ちょっと2点確認と1点質問なんですけど、今牛やめん羊を飼っている農場で、しかも、豚や鶏、混在して飼っているような農場さんというのは先ほど資料にもありましたけれども、大体把握できているということでもよろしいでしょうかというのが一つ目です。

二つ目はこれも説明があったと思うんですが、牛の肉骨粉の入った飼料、豚・鶏用の飼料ですが、入ったものと入っていないもの、それぞれ表示があるということでもよろしいで

しょうか。

3点目、これは質問なのですが、豚や鶏の農場で肉骨粉の入った飼料なんかの食べ残しの処理というのは適切にされることになるのかというのが質問です。3点、よろしくお願いいたします。

○小田小委員長 事務局、お願いします。

○森垣課長補佐 福田委員、ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、現在、農家におきましては自らの家畜の飼養状況について都道府県に報告することとなっておりますので、こちらをもって一緒に飼っている農家の把握は可能と考えております。

次に、2点目、肉骨粉が入っている飼料と入っていない飼料の表示の話ですけれども、現在、牛などに対して肉骨粉を与えることは禁止されておりますので、肉骨粉が入っている飼料につきましては、牛等に与えてはいけないなどの表示を既に義務化しているところでございます。もちろん今回の再開後も引き続きそのような表示を行わせますし、牛肉骨粉を含む飼料も同様にそうした表示を行いたいと考えております。

3点目の御質問は豚や鶏の農場での食べ残しのお話ですか。

○福田委員 そうです。食べ残しの処理。

○古川飼料安全・薬事室長 食べ残しにつきましては、御存じのとおりかなり飼料価格が高騰している関係で、生産農家さんの方も食べ残しをなくすことの管理をしていて、端っこに寄ってしまった、鶏とかが食べ散らかして外に散らばったものをまた中に寄せるようなロボットなどを活用しいかに無駄なく食べ残しをしない工夫を行っておりますので、そういった食べ残しのものが外に飛び散って何かの拍子で牛用飼料に紛れ込むというようなことというのは、現実的には考えにくいのではないかと考えております。

以上です。

○福田委員 ありがとうございます。適切に処理できればというふうに思っています。

以上です。

○小田小委員長 それでは、ほかの委員の皆さん、ほかに何かございますか。

中村委員、お願いします。

○中村委員 感染研の中村です。

今回の肉骨粉の再開ということなんですけれども、他国では既にこういった形で利用されている国があるのかどうか。あるように思うんですけれども、あるのかどうかというこ

とと、あとは、ちょっとこういった牛の肉骨粉を鶏・豚等に与えたときに伝播がどうかというのには研究論文としてはちょっと扱いにくい分野かと思ひまして、なかなか研究論文としてきちんと白黒をつけたような報告はないと思ひます。

ただし、既にこういった形で利用されている国があつて、その国では何年間か使っているけれども、鶏・豚等でのそういったプリオンに関連するような症状がないであるとか、あるいはそれを利用再開した後の人のプリオン病の発症率に変化がないとか、そういったことも一つの判断の基準になろうかなというふうに思ひています。もし可能であれば、そういったところまで踏み込んだレポートがあると判断基準の一つとして利用できるのではないかと思ひんですけれども、私の方ではそういったものがあるかどうかはちょっと把握していないんですけれども、今回の検討に当たつてそういったレポートがあるかどうかということも含めて、情報をお持ちでしたら教えていただけますでしょうか。

○小田小委員長 事務局、どうでしょうか。

○森垣課長補佐 事務局の森垣です。

先ほどお見せいたしました資料2の30ページを御覧いただきたいと思ひます。

今、中村委員が仰つていただきました他国の使用状況でございますけれども、こちらにありますように、アメリカですとかカナダにおいては既に利用が認められている状況になっております。あと、EUがバツとなっておりますけれども、諸外国において現在認めていないのは日本ですとかEUくらいで、ここの表にはありませんけれども、我々の調べでは中国ですとか、あと、台湾でも現在、鶏・豚等飼料への利用が認められている状況になっております。

○古川飼料安全・薬事室長 申し訳ありません。もう一つ御質問がありましたプリオンに関して何か知見があるでしょうかというところの御質問についてなんですが、スライド18のところを御覧いただければと思ひます。

こちらのところで、これまで食品安全委員会の方において牛の飼料規制における人への影響とか、そういうBSEの発生する可能性という部分はこれまでも平成28年のときに食品健康影響評価とか、そういった部分において議論をされております。また、豚や家禽ですか、牛の肉骨粉を利用することで給与された家畜への影響につきましても、スライド19の方ですね。こちらの方で今表示させていただきましたとおり、こちらにつきましても食品安全委員会の方において評価をしていただいております。

今回の御議論につきましては、それに加えて何か新しい知見等がございましたら御意見

を頂くとともに、基本的にこの考え方でプリオン病小委員会の先生方の技術的助言として、これまでどおりの考え方で、牛の肉骨粉を利用再開することで現行の飼料規制に影響を及ぼすことがないかどうかの御意見を頂けたらと思います。

以上です。

○中村委員 ありがとうございます。

それについては、一度諸外国のWOAHとかのレポートを参照するというのではなくて、どちらかというところ、日本の食品安全委員会での議論を踏まえて判断するというような姿勢でよろしいということに理解しました。

すみません、ありがとうございます。

○小田小委員長 ほかの委員、どなたかありますでしょうか。

すみません、なければ私から1点ちょっと確認というか質問させてください。

資料2の19ページ、先ほどプリオン病に関する知見ということで事務局から御説明いただきましたが、2番のところ、既に平成16年6月の段階で豚及び家禽に対しての感染に係る評価ということでコメントがあるんですが、それ以降もこちらの方への飼料規制を継続していたという理由については、例えばレンダリング工場のラインの完全分離だとか、そういうものの確認が取れていないだとか、そういう製造工程に関する理由だったんでしょうか。ちょっと質問をお願いします。

○森垣課長補佐 では、事務局の森垣からお答えしたいと思います。

ただいま小委員長から御質問があったことについては、そうした工場における課題が解決されたというより、説明でも申し上げたとおり、飼料価格が最近高騰化していることで、日本が2013年に無視できるリスク国として認定されてから10年経過して、飼料規制がその間も適切に行われているという状況を踏まえまして、今回検討させていただいたところでございます。

まさに現在そういった飼料価格の高騰ですとか、そうした背景を踏まえて、現場からもこうした見直しについて期待が高まっているという声が聞かれているところでございます。

○古川飼料安全・薬事室長 事務局の古川です。

すみません、1点補足させていただきますと、BSEの発生状況は2009年以降、日本国内で発生していない状況は、既に飼料工場の段階ではライン分離を行っておりますし、また、その間、SRMの見直し等とか少しずつ見直しが進められております。これまで、飼料規制が有効に行われていることでBSEが発生していない状況も踏まえて、少しずつ開け

ていった形になっています。

牛のものは牛にあげないというのが基本的な考え方に基づき、牛以外の豚や鶏の肉骨粉を開けて、また、状況を踏まえて、ある程度一定期間があって特に問題等が発生していない状況を踏まえて、今回は牛の肉骨粉の利用再開について御議論いただきたいと思っています。ですので、少しずつ状況を見ながら、世界的な情勢とか、世界的な情勢でもBSEの発生状況が少なくなってきたことを踏まえて、SRMの範囲の見直しとか、そういった形が行われておりますので、そういった状況を踏まえて我々の方としましても今回見直しをやらせていただいた次第です。

以上です。

○小田小委員長 分かりました。ありがとうございました。

そのほか、委員の皆さんは何かありますでしょうか。

今村委員、どうぞ。

○今村委員 今村です。

質問ではないんですけども、意見ということです。現在、定型BSEの発生の可能性は極めて低いということ、あとは馬、豚、鶏に今のところ経口感染、牛BSEが経口感染したという報告はないということ、あとはSRMとか死亡牛がしっかりレンダリングで完全分離されて焼却されるということが担保されているということがあれば、そういうことがあれば牛飼料を馬、豚、鶏の飼料として与えても感染するという可能性はもうほとんどゼロに近いと言えると思います。

更にまた、再開することによって新たに管理措置をするということであれば問題ないというふうに私は考えています。

以上です。

○小田小委員長 ありがとうございました。

この件に関しまして、事務局、何かコメントありますか。

○古川飼料安全・薬事室長 御意見ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、しっかりと管理措置を行うことが前提かと思っておりますので、そこは我々の方としましても、引き続き牛用飼料とその他鶏・豚用飼料のライン分離の方の確保等をしっかり行うとともに、追加の部分ですね。特に自主的に社員教育とかそういった形のソフト面等につきましても、しっかり安全確保を行って取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○小田小委員長 ありがとうございます。

そのほか、委員から何か御質問等ございますか。

御意見、御質問等はもうよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、最後にすみません、私の方からもう一点、これはお願いなんですけど、再開における課題、資料2の22ページ等にも記載されていますが、FAMICの方と、それから、都道府県への立入検査ということでそれぞれ役割分担を検討されているということですが、こちらの方、特に都道府県につきましては、当然この情報というのはまだこれから流していただけるということなんだろうけれども、現場でスムーズに確認、チェック行為ができるような説明だとかいろんなテキストだとかの配布だとか、そういったものの取組についてしっかり対応いただければなというふうに思います。これはお願いで、よろしく願いします。

○森垣課長補佐 事務局の森垣です。

都道府県の皆様にもこういった制度が開始する前にきちんと説明をさせていただいて、問題なく現場が回るようにしていきたいと考えております。

○小田小委員長 ありがとうございます。

それでは、この件に関しまして委員の皆様から意見、質問等はもうないということでしょうか。

それでは、BSEに係る飼料規制の見直しにつきまして、製造工程の分離等の管理措置の実施で牛肉骨粉等の牛などへの給与を防止した上で、牛肉骨粉などの鶏・豚などへの飼料の利用を再開した場合、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼさないと考えても差し障りないということで、委員の皆さんのお考えは一致ということでしょうか。異議があればお願いします。

ありがとうございます。異議なしということで、それでは、本委員会からの意見は以上とさせていただきますと思います。

最後に、今後の進め方等について事務局から御説明をお願いします。

○森垣課長補佐 事務局の森垣です。ありがとうございます。

では、今後の進め方ですが、本日、委員の皆様からいただいた御助言等を踏まえまして、明日、農業資材審議会飼料安全部会において本件について御審議を頂く予定としております。その結果を踏まえまして、食品安全委員会においても御審議を頂き、その後、パブリ

ックコメントを経て、成分規格等省令の一部改正を行いたいと思います。

以上です。

○古川飼料安全・薬事室長 それでは、我々の方の手続は今御説明したとおりの形となります。

○小田小委員長 すみません、今ちょっと音声途絶えてしまっていたかと思いますが、いいですか、続けて。

○古川飼料安全・薬事室長 お願いいたします。失礼いたしました。

○小田小委員長 すみません。ちょっと私の方からの音声途絶えていたので、申し訳ございません。

それでは、ただいまの議論等を踏まえまして、ほかに委員の皆様から何か御質問、御意見等はないということで、本件につきましては事務局において本日の御意見等を取りまとめた上で、論点を整理して、委員長の私の方で内容を御確認させていただきたいと思いません。

そして、その上で再度本委員会を開催する必要があるかも含めまして、申し訳ありませんが、私の方に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

異議がないということで、では、よろしいということで、いただいたということで進めさせていただきます。

それでは、本日の議事の進行運営、どうもありがとうございました。

最後になりますが、全体を通して委員の皆様から何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

特にないようですので、では、本日の議題は終了しました。

ここで私から進行は事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○古川飼料安全・薬事室長 小田委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日御熱心な御議論を頂き誠にありがとうございました。BSEに係る飼料規制の見直しにつきましては、本日いただいた御助言を踏まえ、また、小田委員長の方に御報告の上、事務局にて速やかに作業を進めさせていただきたいと思しますので、引き続き委員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第16回プリオン病小委員会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時38分 閉会